

議案第 7 号

総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

総社市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 3 1 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年総社市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（部分休業の承認） 第 2 0 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	（部分休業の承認） 第 2 0 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。